

令和6年度特別区職員経験者採用試験・選考 【福祉職】の試験内容が大きく変わります！



変更の ポイント

- ◆ 教養試験の廃止
- ◆ 論文試験の一本化

福祉職の試験について、
チャレンジしやすい
試験内容に変更します！

◆ 主な受験資格◆ (参考：令和5年度【福祉職】1級職)

- ・昭和38年4月2日以降に生まれた人
- ・民間企業等における業務従事歴が直近10年中4年以上ある人
(業務従事歴は、1年以上の期間について、複数のものを通算することができる。)
- ・必要な業務従事歴【社会福祉施設等での相談援助業務※1】がある人
- ・社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有する人又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人(取得・登録後の期間が業務従事歴の対象)

※1 「社会福祉施設等」の例、「相談援助業務」については試験案内をご確認ください。

変更内容

試験	従来 of 試験内容	新しい試験内容
1次試験	教養試験 (1時間45分)	教養試験廃止
	一般教養【35題解答】 1級職 (知能分野24題、社会事情6題 必須、知識分野15題中5題選択) 2級職 (知能分野26題、社会事情6題 必須、知識分野12題中3題選択)	
	職務経験論文 (1時間30分) 【1題必須】1,200字～1,500字	福祉論文 (1時間30分) 【1題必須】1,200字～1,500字
	課題式論文 (1時間30分) 【2題中1題選択】1,200字～1,500字	論文試験の一本化
2次試験	口述試験	口述試験

※2 採用予定数、試験内容の詳細は、令和6年度発表予定の「特別区職員経験者採用試験・選考案内」で公表します。発表日以降、特別区人事委員会ホームページからご確認ください。

(<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiinkaitop/>)